

財務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月28日

財務大臣 鈴木 俊一

財務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令

財務省行政文書管理規則（平成23年財務省訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。